四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第47号

四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年四日市市規則第38号) の一部を次のように改正する。

改正後

(保有個人情報開示請求の手続)

第2条 法第77条第1項の規定による 開示請求書の提出は、保有個人情報開 示請求書(第1号様式)により行うも のとする。

(開示の実施)

第7条 (略)

- 2 法第87条第1項本文に規定する<u>電</u> 磁的記録に記録されている保有個人情 報の開示の方法は、次の各号に掲げる 区分に従い、当該各号に定める方法と する。
 - (1)録音テープ、ビデオテープその他の音声又は映像及びその両方を<u>記録する</u>電磁的記録媒体(電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録されている保有個人情報、次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処

改正前

(保有個人情報開示請求の手続き)

第2条 法第77条第1項の規定による 開示請求書の提出は、保有個人情報開 示請求書(第1号様式)により行うも のとする。

(開示の実施)

第7条 (略)

- 2 法第87条第1項本文に規定する行 政機関等が定める方法は、次の各号に 掲げる区分に従い、当該各号に定める 方法とする。
 - (1)録音テープ、ビデオテープその他の音声又は映像及びその両方を<u>電磁</u>的記録として電磁的記録媒体(電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に保存した物 視聴又はその写しの交付

理装置及びプログラム(以下「装置 等」という。)により通常の処理に よって行うことができるもの ア 装置等により再生したものの視 聴

- イ 装置等により電磁的記録媒体に 複写したものの交付
- (2) フロッピーディスク、<u>光ディスク</u> その他の電磁的記録媒体に<u>記録され</u> ている保有個人情報 次に掲げる方法であって、装置等により通常の処理によって行うことができるものア 装置等により再生したものの視聴
 - イ 装置等により用紙(日本産業規格A3判以内の大きさの用紙に限る。以下同じ。)に出力したものの閲覧又は交付
 - ウ 装置等により電磁的記録媒体に 複写したものの交付
- (3) 四日市市文書管理規程(平成20 年四日市市訓令第7号)第2条第4 号に規定する文書管理システムに<u>記</u> 録されている保有個人情報 次に掲 げる方法であって、装置等により通 常の処理によって行うことができる もの
 - ア 装置等により用紙に出力したも のの閲覧又は交付

(2) フロッピーディスク、CD—ROMその 他の電磁的記録を電磁的記録媒体に 複写した物 視聴又は印字装置によ り出力したものの閲覧若しくは写し の交付

(3) 四日市市文書管理規程(平成20 年四日市市訓令第7号)第2条第4 号に規定する文書管理システムに<u>保</u> 存された電磁的記録

ア 一般的なプログラム (パソコン、
 表計算プログラム等) で作成され
 た電磁的記録で個人情報の全部を
 開示する決定をしたもの 現に使
 用しているプログラムを用いて印

- イ 装置等により電磁的記録媒体に 複写したものの交付
- (4) その他の電磁的記録<u>として記録さ</u>れている保有個人情報
 - ア 装置等により再生したものの視

 聴
 - イ 装置等により用紙に出力したも のの閲覧又は交付
 - ウ 装置等により電磁的記録媒体に 複写したものの交付

3から5まで (略)

字装置により出力したものの閲覧 若しくは写しの交付又はCD—Rに複 写したものの交付

- イ ア以外の電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) その他の電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付

3から5まで (略)

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

整理番号	

保有個人情報開示請求書 年 月 \Box 四日市市長 宛 (ふりがな) 氏名 住所又は居所 Tel () 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、下記の とおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等 ア又はイに〇印を付してください。アの場合は、該当する口をチェックしてください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 ア 開 示 請 求 者 口本人 口法定代理人 口任意代理人 イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 口在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ 本人の状況等<u>(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</u> (ア) 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) 口成年被後見人 □仟意代理人委仟者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 本人の住所又は居所 エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ロ戸籍謄本 口登記事項証明書 口その他(オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他(※法定代理人又は任意代理人からの請求の場合、利益相反の防止等のため、本人に対する連絡 その他の調査を行う場合がありますので、ご承知おきください。

[処理欄]※次の欄は記入しないでください。

事 務 担 当 課	涪	課(電話)
備考			

整理番号			
	第		号
	左	П	

(開示請求者) 様

四日市市長

印

保有個人情報開示決定通知書

	年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関る法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示すること 決定したので通知します。 記
1	開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)
	(開示請求者が請求した内容)
	(実施機関が特定した保有個人情報の概要)
2	不開示とした部分とその理由
	不開示とした部分: 不開示とした理由:
	(個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当)
*	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第13号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、注地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。
3	開示する保有個人情報の利用目的
4	開示の実施の方法等 (1) 開示の実施方法 □ 市政情報センターにおける閲覧 □ 市政情報センターにおける写しの交付 □ 郵送による写しの交付
	(2) 開示の実施日時等 □ 次の日時にお越しください。 年 月 日() 午前・午後 時 分 □ 同封の案内文書をお読みいただき「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」をご提出ください。

事務担当課	部課
	電話番号

✔が付された説明お読みください。(それ以外の説明文書は無関係です。)

□ 開示の日時が調整済みの方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のある方)

表面記載の日時に市政情報センターまでお越しください。その際は、<u>①この通知書、及び</u> ②運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちください。

□ 開示の日時が未調整の方

(表面4(2)開示の実施日時等の欄に、日時の記載のない方)

同封の説明文書をお読みいただき、<u>開示決定通知書を受け取った日から30日以内に</u>「保有個人情報開示実施方法等申出書」をご提出いただくか、又は、表面の事務担当課にご連絡いただき開示の実施希望日時をお伝えください。

なお、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に本件申出書が提出されず、ご連絡 もいただけない場合は、当該開示決定に基づく開示ができなくなる場合があります。

□ 郵送による写しの交付を希望された方

同封の説明文書をお読みいただき、「保有個人情報開示実施方法等申出書」を同封のうえ、 ①開示手数料(現金)と②郵送費用(郵便切手)を現金書留により郵送してください。

整理番号

第 号

年 月 日

(開示請求者) 様

四日市市長

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る	
保有個人情報の	
内容	
開示をしないこ	
ととした理由	
	(個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

事務担当課	部課
7 % 1º 1 kk	電話番号

第9号様式を次のように改める。

整理番号	

第 号年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

四日市市長印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個 人情報の名称等			
開示することとした理 由			
開示決定をした日	年月	日	
開示を実施する日	年月	月日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

事	務	担	当	課		部	課
•	323			HPIT	電話番号		

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

数 Ⅲ采口			
整理番号			
	第		号
	年	月	В

(訂正請求者) 様

四日市市長印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり 訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内 容及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

事	務	担	当	課		部	課
•	,123	-	_	ник	電話番号		

整理番号	

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

四日市市長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正をしないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、四日市市を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

事 務 担 当 課 電話番号 第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

救珊釆早	
定性钳力	

第 号 年 月 日

(利用停止請求者) 様

四日市市長の印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

旦当	課	部部	課	
	旦当	旦 当 課		旦 当 課

故四亚口	
	

第 号年 月 日

(利用停止請求者) 様

四日市市長印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る	
保有個人情報の名称	
等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

事	務	担	当	課	電話番号	部	課

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部総務課)